

町民憲章

わたしたちは、津軽海峡の青い海と、美しいみどりの丘と、太陽に恵まれた本州の最北の地に住む大間町の町民です。

先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ郷土を愛し、自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うるおいのある住みよい町にするために、この憲章を定めます。

1. 健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。

1. きまわりをまもり、明るく住みよい町にいたしましょう。

1. 教養と文化の高い、清らかな町をめざしましょう。

1. 互いに話し合う平和でなごやかな町をさげすましましょう。

1. 人を愛し、まことをつくす、しあわせな町に育てましょう。

おおま

2026

令和8年
No. 699

7

★まちのできごと★

奥戸小学校
奥戸地区
材木地区

5月23日(土)

大運動会



運動会テーマ

全校で協力して心を燃やし
優勝と未来へ走り出せ





大間小学校
大運動会
5月31日(日)



運動会スローガン

**一致団結 ～最後まであきらめず
笑顔でゴールを目指そう～**



泉賢治氏が藍綬褒章を受章

5月29日(金)、令和8年春の褒章で藍綬褒章を受章された大間町消防団団長の泉 賢治氏が、町長室を訪れ受章報告されました。

泉氏は、平成4年1月に入団し、現在に至るまで、34年以上の長きにわたり消防団員として消防業務に携わり、地域の防災に尽力されています。

住民のために長年働いている功績が認められ今回の受章となりました。



▲左から野崎町長、泉消防団団長

交通死亡事故ゼロ、6,300日達成

大間町では、令和8年4月13日午前0時をもって交通死亡事故ゼロ6,300日を達成しました。この記録は県内市町村における現在継続中の記録の中で最長となっています。



▲左から石戸会長、野崎町長、橋本会長

これに伴い同年5月18日、青森県警本部において、大間町交通安全対策協議会（石戸会長）が青森県警察本部長感謝状、大間町交通安全母の会連合会（橋本会長）が青森県交通安全母の会連合会、青森県警察本部長連名により表彰され、6月5日町長に報告しました。

住民の皆様には、これまで同様に、車を運転する方は早めのライト点灯や、後部座席を含むシートベルトの着用、歩行者は反射材の着用等、事故防止に努めてくださいますようお願いいたします。

令和8年度 租税教室を開催しました

6月9日(火)、奥戸小学校5・6年生の児童6名を対象に租税教室を行いました。

租税教室では税務課職員が講師となり、税に関する勉強についてアニメーションを交えながら行いました。また、1億円のレプリカを持ち、その重さなどを児童に体験してもらいました。

今回の租税教室が児童にとって、税金がどのように納められ、その後、どのように使われているかなど、税に関心を持つきっかけになればと思います。



▲租税教室の様子



▲1億円レプリカの重さ体験①



▲1億円レプリカの重さ体験②

父の日をお祝いしました

大間地域婦人会では、青少年健全育成の一環として、毎年「父の日」を前に、お祝いの事業を行っています。

今年は6月17日(水)に大間保育園の子供たちと一緒に、町長さんをはじめ大間町の働くお父さんの代表6名に、感謝の気持ちを込めて、花束とプレゼントを贈ることができました。ささやかなイベントでしたが、子供たちも、私たち大人も有意義なひと時を過ごせました。



▲花束贈呈

人権の花運動を実施しました

5月27日(水)、大間町役場花壇に人権擁護委員と大間保育園児、うみの子保育園児、奥戸老人クラブで花植えを行いました。

人権の花運動は、子どもたちが花を協力して育てる体験を通じて、命の大切さや思いやりの心を学び、人権を大切にできる態度と豊かな人権感覚を育むことを目的としています。



▲花植えの様子（大間保育園）



▲集合写真（大間保育園）



▲花植えの様子（うみの子保育園）



▲集合写真（うみの子保育園）

令和8年度 特定健診・がん検診のお知らせ

生活習慣病を予防するためには、ご自身の健康状態を知ることが大切です。年に1度は、健診・検診を受けて、自分の健康状態をチェックしましょう。健診・検診の種類や対象者などについては下記をご覧ください。

集団健診、今年度残り2回です！

対象年齢：令和9年3月31日時点の満年齢

集団検診 日程と会場

	会場	受付時間	特定健診	胃がん検診	大腸がん検診	肺がん検診	肝炎ウイルス	子宮がん検診	乳がん検診	骨密度検査
8月27日（木）	スマイリー	午前7時～午前9時	○	○	○	○	○			
9月29日（火）	スマイリー	午前7時～午前9時	○	○	○	○	○			

集団検診 検査内容と対象

		対象者	検査内容
特定健診		① 30歳以上の国保加入者 ② 75歳以上の方（後期高齢者医療制度の方） ③ 生活保護受給者 ④ 40歳から74歳までの社会保険の被扶養者	身体測定、血圧測定、尿検査、診察、心電図、眼底検査、採血
がん検診	胃がん	40歳以上の方 ◆昨年度個別検診を受けた方は、受けられません。	胃部エックス線検査
	肺がん	40歳以上の方	胸部エックス線検査
	大腸がん	40歳以上の方	便潜血検査（検便）
	肝炎ウイルス	40歳以上（過去に検査したことがない方）	採血
婦人科検診	子宮頸がん	20歳以上の女性 ◆2年に1回	細胞採取
	乳がん	40歳以上の女性 ◆2年に1回	マンモグラフィ
	骨密度検査	30歳以上の女性	DXA法

【結果について】

◆ 健診・検診の結果は、健康づくり推進課から本人に郵送されます。

【料 金】

◆ 特定健診は、国民健康保険の加入者（無料）・後期高齢者医療制度の加入者（無料）・生活保護受給者（無料）・社会保険の被扶養者（受診する項目により自己負担が発生する場合あり）です。

◆ がん検診は、大間町民であれば無料で受けられます。

【申込方法】

◆ 健康づくり推進課へ、お電話または直接お申し込みください。（定員になり次第締め切ります）

問 健康づくり推進課 ☎ 31-0350（直通）

**個別検診
検査内容と対象
(大間病院で受けます)**

対象年齢：令和9年3月31日時点の満年齢

検査内容と対象 （大間病院で受けます）			対象者	検査内容
大間病院	特定健診 ※8月から受付開始		① 30 歳以上の国保加入者 ② 75 歳以上の方（後期高齢者医療制度の方） ③ 生活保護受給者	身体測定、血圧測定 尿検査、診察、心電図 採血 ※眼底検査はなし
	がん検診	胃がん	50 歳以上の方 ◆昨年度個別検診を受けた方は、 <u>受けられません。</u>	内視鏡（胃カメラ）検査
		肺がん	40 歳以上の方	胸部エックス線検査
		大腸がん	40 歳以上の方	便潜血検査(検便)
		肝炎ウイルス	40 歳以上（過去に検査したことがない方）	採血

【結果について】

◆健診・検診の結果は、健康づくり推進課から本人に郵送されます。

【料 金】

- ◆ 特定健診は、国民健康保険の加入者（無料）・後期高齢者医療制度の加入者（無料）・生活保護受給者（無料）です。
 ◆ がん検診は、大間町民であれば無料で受けられます。

【申込方法】

- ◆ 大間病院へ、お電話でお申し込みください。 大間病院 ☎37-2105

大間病院では、原則電話申込みとなっております。病院で直接申込みする場合は、健診受付室でお申し込みください。

**個別検診
子宮頸がん検診
(医療機関で受けます)**

医療機関	対象者	検査内容
むつ総合病院 ・ 北村医院 ・ むつ女性クリニック	20歳以上の女性 ◆ 2年に1回	細胞採取

【結果について】

- ◆ 検診の結果は、役場から本人に郵送されます。

【料 金】

- ◆ がん検診は、大間町民であれば無料で受けられます。

【申込方法】

- ①**健康づくり推進課（☎ 31-0350）に電話申込
②健康づくり推進課から、受診券が届く
③希望する医療機関に電話予約する

全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入されている被扶養者の特定健診について

【受診対象年齢】

40歳～74歳
 ※R9.3.31までに40歳になる方

【健 診 日】

- ◆受診券があれば、大間町の特定健診（集団）を利用することができます。
 がん検診（町民無料）を合わせて受診することも可能です。
 ◆特定健診について、身体測定、血圧、尿検査、血液検査等を受ける場合には無料。これ以外の項目を追加し受ける場合は自己負担となります。

【受診券について】

- ◆4月ごろ、協会けんぽからご自宅宛てに送付。
 ◆黄色の封筒に『特定健診受診券在中』と書かれていますので、紛失しないようご注意ください。



【受診時に必要なもの】

- ◆受診券
 ◆マイナンバーカードまたは資格確認書
 当日、手元にない場合は受診不可

【申込方法】 健康づくり推進課へ、お電話または直接お申し込みください。 ☎31-0350（直通）

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

令和8年8月以降の医療機関等のかかり方について

現在お手元にある資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日となっております。令和8年8月以降は下表に該当する方へ新たな資格確認書（ピンク色）又は資格情報のお知らせを健康づくり推進課から7月下旬にお届けします。

受診区分	84歳以下	85歳以上
次のいずれにも該当する方 ①令和7年5月から令和8年4月までの間、6回以上マイナ保険証で受診 ②令和8年2月から4月までの間、1回以上マイナ保険証で受診	資格情報のお知らせ （引き続き、マイナ保険証で受診してください。必要に応じて申請により資格確認書の交付も可能です。）	資格確認書
上記以外	資格確認書	資格確認書

○資格確認書が届いた方

8月1日からは新たな資格確認書で受診してください。

○資格情報のお知らせが届いた方

資格情報のお知らせは内容をよくご確認のうえ、大切に保管してください。

なお、マイナ保険証での受診が困難な場合は、資格確認書を交付いたしますので、健康づくり推進課に申請してください。

問 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821（音声ガイダンス1番）
健康づくり推進課 ☎31-0350（直通）

マイナ保険証または資格確認書の取扱い及び更新について

現在、お手元にある国民健康保険資格確認書は、令和8年7月31日までの期限となっております。令和8年8月1日以降は、医療機関の受診の際に、以下のものを提示しなければなりません。

【マイナ保険証】 または 【資格確認書】

【資格確認書】の入手方法

現在、マイナ保険証をお持ちの方には、資格情報のお知らせを送付します。マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書（令和9年7月末期限）を7月末までにご自宅宛てにお送りいたします。手続きの必要ありません。また、新規加入となる方についても、随時、発行いたします。

新しい資格確認書（水色）を簡易書留郵便で世帯主宛てに郵送いたします。

送付時期	7月下旬
有効期限	令和8年8月1日～令和9年7月31日
送付内容	資格確認書または資格情報のお知らせ 資格確認書ケース・パンフレット

※現在お持ちの資格確認書（橙色）は8月以降使用できませんので、期限終了後に間違い防止のため細かく切り処分してください。

注意：国保税滞納世帯には原則、資格確認書は郵送されません。

役場において納税相談を受け資格確認書の更新手続きをしてください。該当世帯には別途文書により納税相談のお知らせを送付いたします。

※簡易書留郵便は、受け取り時に受領印が必要です。ご不在の場合は、不在連絡票を置いていきますので再配達依頼をしてお受け取りください。

問 健康づくり推進課 ☎31-0350（直通）

国民健康保険税についてのお知らせ

令和8年度国民健康保険税の納付書を7月1日付けで加入世帯世帯主に送付しております。

※口座振替の方は通知書、納税組合の方は明細書

国民健康保険税は、加入している皆さんが病気やケガをしたときの医療費を病院等へ支払うために必要な財源です。

皆さんの保険税が大間町の国民健康保険事業を支えています。

医療費は、皆さんの保険税と国・県からの補助金等で医療機関に支払われますが、町人口の減少により被保険者数が減り、それに伴い国保税賦課額も縮小しています。

今後は税率改正や滞納者対策として不動産の差押さえ等を実施し、国保財政の安定運営を図らなければなりません。

国民健康保険税を収めないと、

■資格確認書をお持ちの場合

- 督促状が送られます。

↓ 納付なし及び連絡なしの状態なら…

- 特別療養費支給予告通知書が送られます。

特別の事情も無く、更に納付相談にも
応じず保険税の滞納が続く場合は…

↓ 現在、お使いの資格確認書（自己負担3割）を返還してもらいます。

- 資格確認書（特別療養）（自己負担10割）を交付します。

資格確認書（特別療養）で医療機関を受診した場合は、かかった医療費の全額を支払い、後日、領収書を持って国保窓口へ申請し、7割分の給付を受けることとなりますが、原則として、保険税の未納分に充当させていただきます。

↓ 更に滞納が続いていると…

- 財産等の差押さえを行います。

というような措置をとりますので、納付期限を守り納付してください。

- 納付または納税相談をした場合

税務課、滞納係と納税相談を行い、今後の納付約束をしていただき、誓約書を書いていただきます。
約束どおり納付がない場合は…

■マイナ保険証をお持ちの場合

- 督促状が送られます。

↓ 納付なし及び連絡なしの状態なら…

- 特別療養費支給予告通知書が送られます。

特別の事情も無く、更に納付相談にも
応じず保険税の滞納が続く場合は…

↓ 現在、お使いのマイナ保険証（自己負担3割）の使用を停止します。

- 資格確認書（特別療養）（自己負担10割）を交付します。

資格確認書（特別療養）で医療機関を受診した場合は、かかった医療費の全額を支払い、後日、領収書を持って国保窓口へ申請し、7割分の給付を受けることとなりますが、原則として、保険税の未納分に充当させていただきます。

↓ 更に滞納が続いていると…

- 財産等の差押さえを行います。

というような措置をとりますので、納付期限を守り納付してください。

(1) 国民健康保険税の内容

大間町は、国保税算定に関して令和8年度より税率（額）を変更して積算しております。

・介護2号被保険者（国保加入者の40歳～64歳までの方）に係る賦課限度額の課税の考え方

年度途中で40歳になる方の保険税は、40歳になる月（誕生日が1日の方は、40歳になる前の月）の分から月割計算します。

また、年度途中で65歳になる方についての保険税は、65歳になる月の前月（誕生日が1日の方は65歳になる前々月）までの分を月割計算し課税します。

(2) 国保税の納税について

・特別徴収について

① 世帯内の国保加入者全員が65歳～74歳までの世帯主。

② 特別徴収の対象となる年金の額が年額18万円以上であり、国保税と介護保険料を合わせ年金額の1/2を超えないこと。

上記の①及び②の要件を満たす場合は、年度内に6回ある年金支給額から国保税を天引きさせていただきます。

※ ただし、65歳並びに75歳に到達される年度については、年度途中での特別徴収該当あるいは後期高齢者医療制度への移行となりますので、普通徴収（納付書）での支払いとなります。

仮徴収 4月・6月・8月は、前年度の国保税の約1/6の金額を年金支給額から特別徴収します。（4月1日付で仮徴収通知書を発送済みです。）

本徴収 申告等により前年の所得等が確定した後の10月・12月・2月に本算定で決定された当該年度の国保税から仮徴収分を差引き調整された金額を年金から特別徴収します。（10月徴収前に再度決定通知書を送付します。）

※ 特別徴収の該当要件を満たさなくなった場合や、保険税額が更正により減額になった場合は、納付が普通徴収に変更されます。

また、更正等により増額になる場合は、特別徴収の変更はなく増額した額を普通徴収（納付書）により納付していただくこととなります。

これらの場合は、更正通知書によりお知らせいたします。

・普通徴収について

これまでと同様に、納付書又は口座振替で納付していただきます。

普通徴収の納期は、年7回（7月～1月までの毎月指定日）です。

国保税は、前年度の所得を基に算定（本算定7月1日）しますので、基本的には世帯内での人の異動がない限り税額の変更はありません。

ただし、所得額の変更や加入者の増減等により税額に変更があった場合は、更正通知書によりお知らせいたします。

※ 国民健康保険税の納期は7期となりますが、納期ごとの納付が困難な方はお気軽に税務課徴収担当に納付相談をしてください。

・低所得世帯に対する保険税の減額

所得の申告（確定申告）がなされている世帯で下記の表に該当する世帯は、保険税のうち、平等割額と均等割額が軽減されます。

令和7年中の所得課税標準額が下記の金額以下の世帯	軽減割合
430,000円＋（100,000円×（※給与所得者等数－1人））	7割軽減
430,000円＋（310,000円×加入者数）＋（100,000円×（※給与所得者等数－1人））	5割軽減
430,000円＋（570,000円×加入者数）＋（100,000円×（※給与所得者等数－1人））	2割軽減

※給与所得者等とは給与所得者及び公的年金等所得者をいいます。

(3) 国保税の課税に関する基本的な考え方

- ・国保税の納税義務者は世帯主となります。

世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯内に国保に加入している方がいる場合は、国保制度上の擬制世帯主となり課税されます。(擬制世帯主の場合、世帯主の所得は国保税の計算には含めませんが、軽減判定の際だけは含めて判定を行います。)

- ・年度途中で加入・脱退された方の保険税

年度(4月1日から翌年3月31日)の途中で加入した方の保険税は、加入した日(会社を退職した日、町外から転入した日の属する月)から月割計算し課税します。

また、年度途中で資格が無くなった方は、加入していた期間分を月割計算します。

なお、転入された方についての保険税は、計算基礎である所得額の確認を前住所地へ確認する時間の関係で、転入時に保険税を基本額で通知し、所得の確認後に再計算した通知書を送付する場合があります。

別表1 ※大間町では、令和8年度から国民健康保険税に子ども・子育て支援金を新たに追加し、医療費の適正化を図りながら特別会計を運営しています。

算定基礎	税 率 (額)				説 明
	医療保険分	支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援金	
①所得割率	8%	2%	1.44%	0.13%	国保加入者の前年の所得に応じて算定 (令和6年分の所得－※基礎控除)×所得割税率
②均等割額	22,000円	8,000円	13,500円	500円	国保加入者1人あたりとして算定
③平等割額	40,000円	5,500円	5,500円	350円	一世帯あたりとして算定 ※子ども・子育て支援金分 18歳以上均等割額 50円
年税額	上記の①～③を合計した金額が年税額となります。 なお、介護保険分については、40歳以上64歳までの方(介護保険の第2号被保険者)が対象となります。				
賦課限度額	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円	賦課される年税額の最高限度額です。 1,130,000円

※基礎控除額…前年所得・2,400万円以下⇒43万円・2,400万円を超え2,450万円以下⇒29万円、
・2,450万円を超え2,500万円以下⇒15万円・2,500万円を超える場合⇒0円

お詫びと訂正

広報6月号に記載しました「国民健康保険税についてのお知らせ」の記事に誤りがございました。正しくは下記の通りとなりますので、お詫びし訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

※2の記載について

- 誤 上記に伴い18歳未満の均等割額の合計額は19歳以上の被保険者で割り、19歳以上の被保険者に加算となる。
- 正 上記に伴い18歳未満の均等割額の合計額は18歳以上の被保険者で割り、18歳以上の被保険者に加算となる。

問 税務課 ☎37-2518 (直通)

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1. 令和8年度保険料について

後期高齢者医療制度ではみなさんの納める保険料が大切な財源となります。令和8年度から『子ども・子育て支援金制度』が創設されたことにより、保険料は、これまでの医療分に子ども・子育て支援納付金分（以下「子ども分」という。）を加え、被保険者一人ひとりについて計算され、所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者が等しく負担する「均等割額」の合計となります。

医療分

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料 (賦課限度額 850,000円)
50,500円		基礎控除後の所得(※1)×9.0%		

子ども分

均等割額 [被保険者全員が納める額]	+	所得割額 [所得に応じて納める額]	=	保険料 (賦課限度額 21,000円)
1,300円		基礎控除後の所得(※1)×0.2%		

◎令和8年度の保険料の額は、税務課から7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を差し引いた額です。

2. 令和8年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和8年度は次のとおりとなります。

医療分

世帯の所得額の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×（年金・給与所得者の数（※2）－1）以下の場合	7.2割	14,140円／年額
43万円+（31万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等の数（※2）－1）以下	5割	25,250円／年額
43万円+（57万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等の数（※2）－1）以下	2割	40,400円／年額

子ども分

世帯の所得額の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×（年金・給与所得者の数（※2）－1）以下の場合	7割	390円／年額
43万円+（31万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等の数（※2）－1）以下	5割	650円／年額
43万円+（57万円×被保険者の数）+10万円×（給与所得者等の数（※2）－1）以下	2割	1,040円／年額

※2 年金・給与所得者の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、2人以上いる世帯に適用します。

- ・給与収入額が55万円を超えるもの
- ・公的年金収入が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が5割軽減されます。（資格取得後2年間）
- ・所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

◎世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減（医療分7.2割、子ども分7割）が受けられます。

保険料の減免等について

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、税務課へお早めにご相談ください。

問 税務課 ☎37-2518（直通）

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821（音声ガイダンス1番）

～税務課からのお知らせ～

1. 今月の納期について

今月の納期については、下記のとおりとなっておりますので、納め忘れには注意しましょう。
なお、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の納税通知書等は、今月上旬に発送予定となっております。

- ・固定資産税（第2期）
- ・国民健康保険税（第1期）
- ・介護保険料（第1期）
- ・後期高齢者医療保険料（第1期）

令和8年7月31日（金）

※納期を過ぎますと納付が遅れるごとに延滞金が加算される場合があります。

延滞金の割合は納期内納付をされた方との公平性を保つために法により定められています。

※地方税お支払サイトやスマートフォン決済アプリで納付された場合、町が納付を確認できるまで一定期間を要します。そのため、督促状が行き違いになることがありますので、ご了承ください。

問 税務課 ☎37-2518（直通）

令和8年度大間町職員採用試験実施のご案内

大間町では、令和9年4月採用予定の職員について、次のとおり採用試験を実施しますので、ご案内いたします。

1 試験種別、職種、採用予定人員及び採用予定年月日

試験種別	職 種	採用予定人員	採用予定年月日
高 校 卒 業 程 度	一 般	若干名	令和9年4月1日

2 受験資格

試験種別	受 験 資 格
高校卒業程度(一般)	平成9年4月2日以降に生まれた方で、高等学校を卒業又は令和9年3月31日までに卒業見込みの方

ただし、日本国籍を有しない者、自力により通勤ができない者、介助者なしに職務の遂行が困難な者及び地方公務員法第16条に規定する次に掲げる者は、受験できません。

- ①拘禁刑以上に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②大間町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに参加した者

3 試験の方法及び内容

試験区分	試 験 種 類
第1次試験	教養試験・性格特性検査・職場適応性検査・事務適正検査
第2次試験	作文試験・面接試験

4 試験日等

試験区別	試験種別	試験日	試験実施場所	合否発表の時期と方法
第1次試験	高校卒業程度(一般)	9月20日(日)	大間町役場	10月下旬までに受験者全員に合否を郵送で通知
第2次試験	高校卒業程度(一般)	11月中旬	大間町役場	12月中旬までに受験者全員に合否を郵送で通知

5 受験申込方法

受験申込書を自筆で記入し、総務課まで提出してください。

なお、郵送により申込みをする場合は、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。

*受験の申込み書類は、総務課で受け取るほか、大間町ホームページからダウンロードすることができます。
また、受験申込書には履歴書等の添付が必要となります。

6 受験票の交付

受験票は各試験の申込受付期間終了後に郵送にて交付します。

なお、8月末日までに受験票が届かない場合は、総務課まで連絡をしてください。

7 申込み受付期間

令和8年7月1日(水)から7月31日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)

*上記の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

郵送による場合は、受付期間終了日までの消印のあるものに限り受け付けます。

8 給 与

初任給は、高校卒業程度(一般)で206,700円であり、昇給は原則として年1回行います。(給与は、学歴、経験等によって決定します。)*上記初任給は令和8年4月1日新採用の場合。

また、6月、12月に期末・勤勉手当、11月から3月まで寒冷地手当が支給されるほか、支給条件に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当等の各種手当を支給します。

9 勤務時間、休日及び休暇

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までで、毎週土・日曜日、祝日及び年末年始が休日となります。

年次有給休暇は、年間20日(4月採用の場合は、初年15日)で、残日数は20日を限度に繰越できます。

その他の休暇として、結婚休暇、夏季休暇などの特別休暇や介護休暇制度、育児休業制度などがあります。

10 その他

この試験についての「お問い合わせ」「受験申込み先」は下記のとおりです。

〒039-4692 (個別郵便番号ですので、郵送の際は住所の記入は必要ありません)
青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20-4
大間町役場 総務課 ☎37-2111

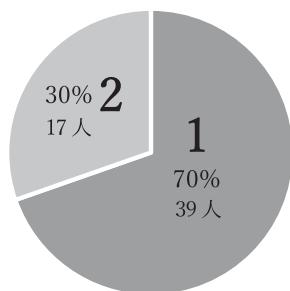
原子力発電所先例地視察研修アンケート結果について

令和7年度実施いたしました、原子力発電所先例地視察研修において参加者の方々から頂いたアンケートを集計しましたのでその一部について結果をご報告致します。

敦賀原子力発電所15名、伊方原子力発電所14名、女川原子力発電所14名、浜岡原子力発電所14名の計57名の方々にご参加いただきました。

今年度の募集要領につきましては、6月号に折り込みいたしましたので沢山のお申込お待ちしております。

①今回の視察研修は、原子力発電所に対する理解を深めるのにどのくらい勉強になりましたか？

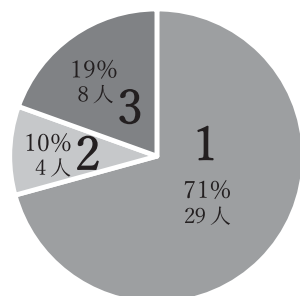


- 1疑問が解消され、勉強になった。
- 2少し勉強できたが、まだ疑問がある。

○回答の理由とその他感想

- ・施設の案内が適切でわかりやすかった。
- ・まだ原子力発電について良く理解出来ていないが、職員の説明や施設を見学することで少し理解することができたと感じた。
- ・専門用語が多く使われていると感じた。
- ・知らないことが沢山あった。

②原子力関連施設に関する安全対策は、どう感じましたか？

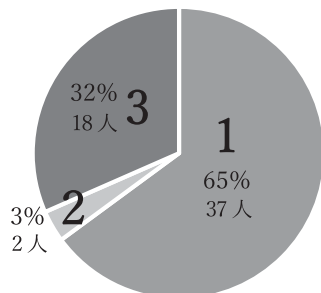


- 1十分安全になっていると思った。
- 2まだ不十分なところがあると思った。
- 3安全なのかどうか分からなかった。

○回答の理由とその他感想

- ・原子力発電所やオフサイトセンターの設備・立地場所等を見て、原子力関連施設の安全対策は十分理解できた。
- ・普段訓練を行っていることや、設備が整っていることは理解できたが、普段どのような訓練を行っているかはよくわからなかったので不安が残った。
- ・安全に終わりが無いことや安全にはかなり注意していることがわかった。

③大間町では、地域と原子力発電所は共存できると思いますか？



- 1うまく共存し、地域の繁栄に役立てていけると思う。
- 2本当に地域の繁栄に役立てていくのは無理だと思う。
- 3どちらとも言えない。

○回答の理由とその他感想

- ・大間ではまだ稼働されていないのでよく分からない。
- ・大間町の住民も全員が賛成しているわけではないと思うから。
- ・原子力発電所があることで道路の整備が進み、雇用も生まれると思うので共存できると思う。
- ・必要だとは思っているが、心配になる気持ちもある。
- ・共存していく道しかないと思う。両者との理解と信頼が築かれれば共存は可能だと思う。
- ・本格的に稼働が決まれば前向きに考えると思う。

「クーリングシェルター」・「涼みどころ」を開設します

町では、気候変動適応法に基づき、一時的に暑熱から避難し涼むことができる場所として「クーリングシェルター」・「涼みどころ」を10月末まで開設しますので、気軽に御利用ください。

【クーリングシェルター・涼みどころ一覧】

施設名	開放時間	利用場所	受入れ可能人数
大間町役場	午前8時30分～午後5時15分 ※平日のみ	町民ホール	20人
健康福祉センター 「スマイリー」	午前9時～午後8時30分 ※水曜日は熱中症特別警戒情報が発表された場合に開放	多目的ホール	30人
北通り総合文化センター 「ウイング」	午前9時～午後8時 ※月曜日は休館です	展示コーナー・昼休憩 コーナー（20時まで） 図書室（17時まで）	50人
大間郵便局 （涼みどころ）	午前9時～午後5時 ※平日のみ	ロビー	15人
奥戸郵便局 （涼みどころ）	午前9時～午後5時 ※平日のみ	ロビー	10人

※「クーリングシェルター」とは、熱中症警戒アラートの発表期間に開放する冷房設備の整った暑さをしのぐ町有施設または協定を結んだ施設であり、それ以外で、一時的に暑さをしのぐため開放されている場所を「涼みどころ」と呼んでおります。どちらも開放時間内であれば、ご利用可能です。



▲クーリングシェルター表示



▲涼みどころ表示



小・中学校連合指導部だより

大間小・奥戸小・大間中 生徒指導部

いつも子どもたちの見守りや学校の教育活動への御理解・御協力をいただきありがとうございます。今年も、地域の皆さまにも学校で行っている指導の内容を知っていただき、子どもたちと一緒に見守っていただけらという思いから、各校で発行している「指導部だより」を1つに集約し広報に掲載させていただきます。小・中学校ではもうすぐ夏休みが始まります。夏休みの期間も子どもたちが安心して過ごせる地域づくりのために、学校・家庭・地域が手を取り合っていければと思っております。今後とも温かい御支援をよろしくお願いします。

夏休み期間

7月22日（水）～8月23日（日）

帰宅時刻

小学生 18時（18時までに家に着くこと）

中学生 19時（19時までに家に着くこと）

【外出・遊び方について】

- ・外出するときは、「どこへ」「だれと」「何をしに」「何時まで」を家の人に伝えましょう。
- ・子どもだけで学区の外に出てはいけません。
- ・公共施設を利用するときはルールやマナーを守りましょう。
- ・子ども同士での外泊は禁止です。
- ・火遊びや子ども同士での花火遊びはしてはいけません。
- ・飲酒、喫煙、万引き、深夜徘徊、外泊、保護者不在の家で遊ぶことは絶対にしてはいけません。

スマイリーのルール

- ・ボール類（フリスビーなども含む）の使用は禁止です。
- ・斜面（遊具や花壇の近く）の上り下りは禁止です。
- ・敷地内は自転車を降りて、押して歩きます。
- ・遊具は正しい使い方遊びます。
- ・キッズスマイリーは小さい子が優先です。
- ・ゴミはゴミ箱、もしくは自分で持って帰ります。

【自転車について】

- ・公道で自転車に乗れるのは小学4年生以上です。
- ・天気が悪い日は自転車に乗れません。
- ・自転車に乗る際は、ヘルメットをかぶりましょう。
- ・スピードの出し過ぎや二人乗り、蛇行運転など危ない乗り方は絶対にしてはいけません。

【釣り、水泳について】

- ・小学生は大人と一緒に行きましょう。
- ・中学生は3人以上で行きましょう。
- ・フェリー埠頭やテトラポッド上での釣りは禁止です。
- ・ライフジャケットを着用し、万が一に備えましょう。
- ・大間には指定された海水浴場がないので、海水浴は禁止です。

【お金や買い物などについて】

- ・お店には、買う目的がはっきりしている時だけ出入りしましょう。
- ・買い物のマナーを守り、他のお客さんに迷惑をかけないようにしましょう。
- ・友達同士で、おごる、おごられる、お金や物の貸し借り・カードの交換をしてはいけません。

地域の皆様へ

こどもの安全を学校、家庭、地域で見守っていきたいと思います。子どもたちの遊び方で気になることがありましたらお声がけしていただき、子どもたちの安全を守れるよう御協力をお願いします。

『みちのく・ふるさと貢献基金』助成事業募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、新興企業や、事業拡大を目指して新規事業への参入や開発・研究を行う県内の個人、NPO法人および企業などに対し、必要な費用を助成しています。

◎応募受付 2026年7月1日(水)～8月31日(月)までにホームページの申請受付フォームよりお申込みいただくか、申込受付票をメールまたは郵送にてご提出ください。

◎申請方法 申請書類は9月30日(水)までに必要事項をご記入の上、メールまたは郵送にてお送りください。

◎助成金 必要経費の2分の1以内で、300万円を限度とします。

☎ 公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局 ☎017-774-1179

URL : <https://www.michinoku-furusato.or.jp>

＋ 病院だより No.341 今月の担当医 内科医長 馬淵 寛也

『島根県からこんにちは』

みなさん、こんにちは。この春、大間病院に赴任しました馬淵寛也と申します。よろしくお願いいたします。この場をお借りして、簡単に私の自己紹介をさせていただきます。

私は島根県出雲市にある島根県立中央病院で医師としてのキャリアをスタートしました。出雲大社で有名な出雲市ですが「神話のまち」と言われる通り、古い神社や史跡がいたるところにあります。太古の人々の思想が現代の生活に息づいている素敵な場所でした。そこで2年間の研修を終えた後、島根県飯南町の飯南町立飯南病院という小さな病院で、総合診療科の医師として研鑽を積みました。飯南町は島根県と広島県の県境にある人口約4000人の町です。標高が高く、地理的な特徴を活かした米作りも盛んで、地元のブランドである飯南米は我が家のお気に入りです。また、古くからしめ縄づくりが盛んで、出雲大社に奉納するしめ縄も製作しています。

私が学んできた「総合診療科」についてご紹介します。総合診療科は心臓や肺などの1つの臓器のみを扱うのではなく、全ての臓器を扱います。そのうえで、それぞれ専門的な診療科でなければ難しい高度な治療が必要と判断すれば、適切に連携して対応します。総合診療科の真髄は、生活や家族のことなど病気以外の面まで目を向けることにあります。「病ではなく人を診る」という格言がありますが、これは当たり前のようでいて、実は非常に難しく技術のいることなのです。

最後に、私は地域医療における心の問題への対応を医師としてのテーマにしています。「病は気から」と言うように、健康問題の背景には心の問題が潜んでいることが多々あります。私は島根県飯南病院で勤務しながら、島根県内有数の精神科病院である島根県立こころの医療センターで精神科診療を学んでいました。また、昨年度は精神科医師として勤務もしました。同病院では素敵な恩師や同僚に恵まれ、何より患者さんから、多くのことを教えてもらいました。

島根県で経験してきたこと、学んできたことを生かし、青森県の医療に貢献できるよう頑張ります。機会があればぜひ島根県も訪れてみてくださいね。

排水設備工事責任技術者試験受験者講習会及び責任技術者試験について

◎排水設備工事責任技術者試験 受験者講習会

■日 時 令和8年9月1日(火)
受付時間 午前9時30分～午前9時50分
試験時間 午前10時～午後3時

■場 所 青森市
■受 講 料 無料(テキスト配布を含む)
■受講対象者 責任技術者試験受験申請者(出席は任意)

※開催案内は、試験の申込書類一式に同封し、出席の意向確認は、受験申請書類を受付する際に出欠記入欄を併せて回収する。

※(公社)日本下水道協会刊行の「排水設備工事責任技術者講習用テキスト」及び「排水設備工事責任技術者試験標準問題集」は、受験申請者全員に事務局が無料配布する(8月下旬送付予定)。

◎排水設備工事責任技術者試験

■日 時 令和8年10月21日(水)
受付時間 午後1時30分～午後1時50分
試験時間 午後2時～午後4時
■場 所 青森市、弘前市、八戸市、五所川原市の4会場より選択
■受 験 料 8,000円(振込手数料除く)
■申 込 受 付 令和8年7月1日(水)～7月31日(金)
(土・日曜日、祝日を除く)
生活整備課で申込書を配布・受付します。
■合 格 発 表 令和8年11月4日(水)

☎ 大間町役場 生活整備課 下水道係 ☎ 37-2535 (直通)

大間高校の取組の紹介

大間高校については、青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画(令和5年度～令和9年度)において「地域校」として配置しています。今年度は37人の新入生を迎え入れました。

大間高校では、更なる活性化を目指して学校と地域等が一体となって教育環境の充実に向けた取組を行っています。その取組の一部についてご紹介します。

【大間高校の主な取組】

＜学校の取組＞

- 進学や検定取得へ向けた全体指導、個別指導
- 全校生徒やめんちょ活動部による大間港フェリーターミナルでの歓迎旗振り活動
- フィッシング同好会、軽音楽同好会など、生徒の「好き」を部活にできる環境

＜地域等の取組＞

- スタディサブリを活用した学習環境の整備
- 進学模試や公務員模試、資格取得を目指す生徒の受験等に係る経費の補助
- 総合的な探究の時間等における地域人材を活用した出前授業等の実施

引き続き、地域の皆様のご協力を得ながら、大間高校の魅力化に向けて取り組みます。

大間高校のHPへはこちらから ⇒



地域校についてははこちらから ⇒



☎ 青森県教育庁高等学校教育改革推進室

〒030-8540 青森市長島1-1-1 ☎ 017-734-9866

令和7年度における人事行政の運営等の状況

大間町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

○職員の任免の状況（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

	採用	昇任	降任	転任	出向	派遣	昇給	昇格	降格	定年退職	退職
町長部局	3	0	0	0	0	0	57	7	0	0	3
議会部局	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
教育委員会部局	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	1
企業職員	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0

・職員数

	令和7年度条例定数	令和7年4月1日現在	令和8年3月31日現在
町長部局	85人	59人	59人
議会部局	3人	2人	2人
教育委員会部局	20人	9人	8人
企業職員	5人	5人	5人

○職員の給与（令和7年4月1日現在）

	給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級
町長部局	行政職（一）	13	15	9	5	10	2
	医療職（三）	0	2	1	2	0	0
	技能職等	0	0	0	0	0	0
議会部局	行政職（一）	1	0	0	0	1	0
教育委員会部局	行政職（一）	2	3	2	1	1	0
企業職員	企業職（一）	3	0	1	1	0	0

○職員の勤務時間その他勤務条件

・勤務時間（令和7年4月1日現在）

町長部局	午前8時30分から 午後5時15分まで
議会部局	
教育委員会部局	
企業職員	

・休暇取得状況（休暇期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）

	年次有給休暇消化率	病気休暇取得件数	特別休暇取得件数	介護休暇取得件数	組合休暇取得件数
町長部局	39.7%	146件	206件	0件	0件
議会部局	43.8%	17件	3件	0件	0件
教育委員会部局	42.7%	26件	46件	0件	0件
企業職員	36.8%	24件	6件	0件	0件

○職員の分限及び懲戒処分

・分限処分者数

	勤務実績が 良い場合	心身の故 障の場合	職に必要 な適格性 を欠く場 合	職制、定数の 改廃、予算の 減少により廃 止、過剰を 生じた場合	刑事事件に 関与し、起 訴された場 合	条例で定め る事由によ る場合
町長部局	降任	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0
議会部局	降任	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0
教育委員会部局	降任	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0
企業職員	降任	0	0	0	0	0
	免職	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0

・懲戒処分者数

		法令に違反 した場合	職務上の業 務に違反し 又は職務を 怠った場合	全体の奉仕者 たるにふさわ しくない非行 のあった場合
町長部局	戒告	0	0	0
	減給	0	0	0
	停職	0	0	0
	免職	0	0	0
議会部局	戒告	0	0	0
	減給	0	0	0
	停職	0	0	0
	免職	0	0	0
教育委員会部局	戒告	0	0	0
	減給	0	0	0
	停職	0	0	0
	免職	0	0	0
企業職員	戒告	0	0	0
	減給	0	0	0
	停職	0	0	0
	免職	0	0	0

○職員の服務の状況

	職務に専念する義務の特例の承認件数	営利企業等の従事制限の承認件数
町 長 部 局	82件	0件
議 会 部 局	4件	0件
教育委員会部局	17件	0件
企 業 職 員	15件	0件

○職員の福祉及び利益の保護の状況

・職員健康診断受診状況

	採用時健康診断	定期健康診断	人間ドック	
	検査項目（身体測定、胸部X線、心電図、尿、血液、視力、聴力、血圧）	検査項目（身体測定、胸部X線、心電図、尿、血液、視力、聴力、血圧）	日帰り	脳
町 長 部 局	2人	36人	21人	3人
議 会 部 局	0人	1人	1人	0人
教育委員会部局	0人	7人	2人	0人
企 業 職 員	1人	3人	1人	0人

○勤務の勤務評定及び研修の状況

・勤務評定の実施状況

町 長 部 局	実施している
議 会 部 局	
教育委員会部局	
企 業 職 員	

・各種研修会への参加状況

研修会名	研修内容	期間	参加人数
新採用者前期研修	公務員としての自覚と意識の確立、職務遂行に必要な最低限の基礎知識等について	R 7 . 5 . 18 ~ 23 R 7 . 5 . 25 ~ 30	2名
管 理 者 入 門 研 修	リスクマネジメント、職場のカウンセリング、マネジメント実践等について	R 7 . 6 . 5 ~ 6	1名
主 事 ・ 技 師 研 修	公務員倫理や政策立案の基礎等について	R 7 . 6 . 10 ~ 11 R 7 . 7 . 15 ~ 16	2名
主 査 研 修	業務の最適化、思考能力強化や施策立案の基本等について	R 7 . 8 . 20 ~ 22	2名
新採用者後期研修	職務遂行に必要な基礎知識の習得、行政サービスの提供者としての意識の醸成等について	R 7 . 9 . 28 ~ R 7 . 10 . 2 R 7 . 10 . 5 ~ R 7 . 10 . 9	2名

青森県人事委員会からの状況報告

○給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

令和7年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属事案もなかった。

○不利益処分に関する審査請求の状況

令和7年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属事案もなかった。

大間町物価高騰対策生活者支援地域振興商品券配布事業（R7・R8補正分推奨事業） 「地域振興商品券」取扱店要項のお知らせ

【発行】大間町 【協力】大間町商工会

物価高騰に伴い、生活支援を目的とした「地域振興商品券」を配布するにあたり、大間町内の事業者を公募いたします。

1. 商品券の内容

(1) 地域振興商品券

○ 1世帯につき19,000円（1,000円券×19枚綴）

（内訳）

- ・ 共通商品券 6,000円分…大型店舗を含む利用が可能
- ・ 専用商品券13,000円分…町内各店舗のみ利用が可能

(2) 商品券の配布期間 令和8年7月17日(金)から郵送開始。

(3) 商品券の利用期間 令和8年8月1日(土)～9月11日(金)まで

2. 商品券の利用対象とならないもの

- ・ 不動産や金融商品（土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預け入れなど）
- ・ 出資や債務の支払いおよび公租公課（租税、振込代金、振込手数料、公共料金等）
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
- ・ 現金との換金、商品券の交換および売買
- ・ 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

※たばこは購入可能となります。

3. 商品券の取扱いについて

- ・ 商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において、利用可能です。
- ・ 商品券と現金の交換は、禁止しています。
- ・ 商品券額面以下の利用に対して、現金でのお釣りはありません。
- ・ 不足分については、現金による利用が可能です。
- ・ 商品券の盗難・紛失についての対応は出来ませんので、充分にご注意ください。

4. 参加資格

大間町内に事業所および店舗などを有する事業者とし、店舗などにおいて商品券を利用可能とすることが出来る者。ただし、次の事業者を除きます。

- ・ 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業をおこなっている者。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同上第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っている者。

5. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守してください。

- ・ 利用可能店舗であることが明確になるよう、後日配布するポスターおよび「取扱店登録証明書」を利用者が分かりやすい場所に提示してください。
- ・ 利用者が使用される商品券について、偽造でないかの確認をしてください。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに産業振興課または大間町商工会まで報告してください。
- ・ 商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため商品券裏面に事業所の受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。

6. 登録申請について

※令和7年度大間町物価高騰対策生活者支援地域振興商品券配布事業「地域振興商品券」取扱店に登録した事業者は、改めての登録申請の必要はありません。

新規登録を希望される方は、この要項に同意のうえ、「地域振興商品券」取扱店登録（変更）申請書（別紙1）に必要事項を記入・代表印（法人は社印）を押印し、提出してください。また、取り消しを希望する場合は、下記までご連絡くださるようお願いいたします。

・ 提出先 大間町商工会 ☎37-2233

・ 申込期間 令和8年6月22日(月)から令和8年8月31日(火)まで ※期限厳守

7. 取扱い事業者について

登録が認められた事業者に対し、「地域振興商品券」取扱店登録証明書（別紙2）を交付します。当該要項に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否や取扱店の承認を取り消し、損害金が生じた場合は請求する可能性があります。

8. 換金方法について

受け取った商品券は、以下の書類と併せて大間町商工会へ提出してください。

[必要書類] (※地域振興商品券事業実施要綱より)

- 1、地域振興商品券交付申請書 (様式1)
 - 2、地域振興商品券換金請求書 (様式2) 代表印を押印 (法人は社印)
- 商品券の裏面に取扱店名を記入 (ゴム印可) してください。
 - 換金の受付日は、原則として毎週の水曜日とし、大間町商工会へ持参いただき確認後、翌々週の木曜日までに、大間町から指定口座へ支払いとなります。
 - 換金期限は、令和8年9月15日(火)受付分までとします。

問 大間町商工会 ☎37-2233 (午前9時～午後5時 土・日・祝祭日を除く)

大間町物価高騰生活者支援地域振興商品券配布事業「地域振興商品券」配布のお知らせ

【発行】大間町 【協力】大間町商工会

昨今の物価高騰による経済的負担軽減を図ることを目的とし、「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用する「地域振興商品券」を下記の内容にて発行します。

1. 支援の内容

- (1) 基準日：令和8年6月1日現在
- (2) 対象者：大間町内全世帯
- (3) 商品券：1世帯につき19,000円 (1,000円券×19枚綴)
(内訳) • 共通商品券 6,000円分…大型店舗を含む利用が可能
• 専用商品券13,000円分…町内各店舗のみ利用が可能
- (4) 商品券の配布期間
令和8年7月17日(金)から順次、世帯主宛てに郵送します。
※配達時に不在の場合、8月12日(水)まで大間郵便局で保管し、その後は産業振興課の保管となります。
受け取りは原則、本人または世帯員となります。なお、受け取りの際は本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード等) の提示が必要となります。
- (5) 商品券の利用期間 令和8年8月1日(土)～9月11日(金)まで

《商品券サンプル》



2. 商品券の利用対象とならないもの

- 不動産や金融商品 (土地や家屋の購入、保険、株式、金融機関への預け入れなど)
- 出資や債務の支払い (振込代金、振込手数料、公共料金など)
- 有価証券、商品券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いものの購入
- 現金との換金、商品券の交換および売買
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

※たばこは購入可能です。

3. 商品券の取扱いについて

- 商品券は、物品の販売または役務の提供などの取引において、利用可能です。
- 商品券と現金の交換は、禁止しています。
- 商品券額面以下の利用に対して、現金でのお釣りはありません。
- 不足分については、現金による利用が可能です。
- 商品券の盗難・紛失についての対応はできませんので充分にご注意ください。

4. 商品券が利用可能な店舗について

商品券取扱店となっている店舗には、「取扱店登録証明書」およびポスターを掲示することとなっておりますので、掲示を確認のうえご利用下さい。

問 産業振興課 ☎37-2537 (直通)

詐欺被害防止アプリのお知らせ

警察庁推奨アプリ

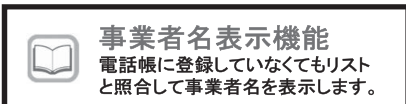
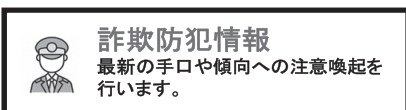
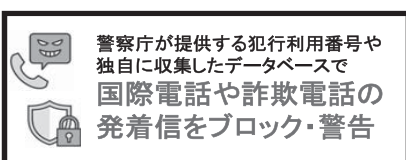


- ✓ 国の機関である警察庁が推奨するアプリです。
- ✓ 詐欺の電話はアプリでブロック！
- ✓ ずっと無料で利用できる！（※別途通信料がかかります。）
- ✓ 事業者名が表示されるので、電話の相手がわかる！

△ 偽アプリにご注意 △

警察庁推奨アプリのダウンロードは、警察庁ウェブサイト、アプリストア「Google Play」・「App Store」をご利用ください。

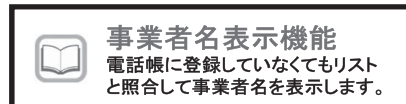
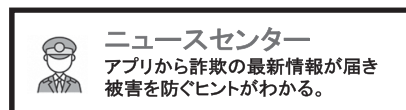
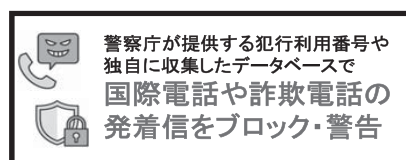
詐欺対策 by NTTタウンページ



iPhone
両方のアプリを入れるのがおすすめです。アプリ提供企業が独自に収集した詐欺電話番号リストの両方が使えるので、より幅広くブロック・警告ができるようになります。

Android
どちらのアプリも詐欺対策に有効です。提供企業のウェブサイトや警察庁ホームページに掲載しているブロック数などの実績を参考にしてください。

詐欺バスター Lite



＼ 詐欺の手口に詳しい方へ ＼

このアプリには、例えば、短期間に大量の架電をしている発信元を検出し、詐欺番号としてブロック・警告をする機能もあります。そのため、アプリの利用者が増加すれば、データベースが充実し、どんどん精度が向上します。

より多くの方に警察庁推奨アプリを利用していただくことで「社会免疫」として被害抑止の輪が広がります。

＼ 法人の経営者の方へ ＼

従業員が詐欺の犯人にだまされ、法人の運用資金や保有する機密情報をだまし取られるリスクを低減させるためにできることがあります。

法人・従業員を詐欺の被害から守るため組織的に警察庁推奨アプリを利用して被害を防ぎましょう。

「青の煌めきあおもり推し土産総選挙」開幕！

青森県では、国スポ本大会・障スポ大会の開催に伴い、県内土産品の認知度向上を図るため、あおもり推し土産総選挙を開催します。

投票で自分の推し土産品を応援しましょう！

投票された方には、抽選で本県特産品等をプレゼント！

【投票期間】 7月1日(水)～7月31日(金)

【投票方法】 特設サイトの投票フォームより投票

【HP P】「あおもり推し土産総選挙」で検索または右記2次元コードからアクセス

【結果発表】 9月1日の表彰式後、HP等で順次公表 ※詳しくは、HPをご覧ください。



【青の煌めきあおもり
推し土産総選挙
(県HP)】

地域とつながる 人とつながる 青森矯正展

刑務所内の見学ツアーや、受刑者が製作した刑務所作業製品を実際に見て・触れて・購入することができます。

青森を代表するアイドル りんご娘 によるスペシャルステージのほか、抽選会やキッチンカーなど、今年は家族で楽しめる企画も盛りだくさんです。

にぎわいあふれる一日を、ぜひ会場でお楽しみください。

日 時：7月20日（海の日）午前9時～午後4時

会 場：青森刑務所

問 矯正処遇部門（作業） ☎017-739-2341

2026年度 「地域振興」助成金募集のお知らせ

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金では、地域の発展や地域貢献を目的に、県内の個人、団体、NPO法人、企業などに助成金の交付を行っています。

◎助 成 金 額 必要費用の2分の1以内で、300万円を限度とします。

◎応募資格等 1. 新興企業、事業拡大を目指し新規事業参入や開発・研究を行う県内の個人、NPO法人及び企業など

2. 2027年1月1日～2027年12月31日までに実施する事業であること

3. 助成金給付後、事業・研究報告書を提出できる先

※次の企業等は対象外とします。

・過去3年以内に当財団の助成金を受けた企業等

◎応募期間 7月1日(水)～8月31日(月)までにお申込みのうえ、申請書類は9月30日(水)までにメールまたは郵送でご提出ください。

◎応募先 公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局

お問い合わせ先 ☎017-774-1179

〒030-0821 青森市勝田一丁目3番1号

※応募要項と申請書はホームページからダウンロードできます。

URL：<https://www.michinoku-furusato.or.jp>

青森海上保安部からのお知らせ

1、海で正しく遊ぶために

市町村が開設した海水浴場には、監視員やライフセーバー、救命浮環などの救助機材が配備されていますので安心して海水浴を楽しむことができます。

海水浴場以外の場所（閉鎖中の海水浴場や開設期間外）での遊泳は控えましょう。

2、海水浴場でない場所で泳ぐのはやめましょう

海水浴場以外で泳ぐのはとても危険です。監視員やライフセーバーがいないため、事故が起きてもすぐに助けてもらうことができません。海水浴に出かけるときは、市町村が開設している海水浴場をご利用ください。

海上保安庁への緊急通報は118番



・「ウォーターセーフティガイド(遊泳編)」はこちら

問 青森海上保安部交通課 ☎ 017-734-2422

津軽海峡フェリーからのお知らせ

弊社運航の函館～大間航路「大函丸」におきまして、夏期特別ダイヤ及びシルバーウィーク期間の顧客ニーズに対応するため下記の期間増便いたします。

夏期特別ダイヤ：令和8年8月6日(木)～8月17日(月)

便	大間発	函館着	便	函館発	大間着
5	07:00	08:30	6	09:50	11:20
7	12:30	14:00	8	15:00	16:30
11	17:25	18:55	12	19:45	21:15

シルバーウィーク増便ダイヤ：令和8年9月19日(土)～9月23日(水)

便	大間発	函館着	便	函館発	大間着
5	06:50	08:20	6	09:20	10:50
7	12:05	13:35	8	15:00	16:30
11	17:25	18:55	12	19:45	21:15

〈町民割と通院割ご利用上の注意〉

大間町から「町民割」ご利用の場合は、函館市から「通院割」をご利用いただけません。

割引の重複は出来ませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

問 津軽海峡フェリー(株) 大間支店 ☎ 37-3111

海でつながる道がある。  津軽海峡フェリー

今月の
あいさつ
運動

～児童生徒をみんなで見守りましょう～

7月16日(木) 午前7時20分～午前7時40分

＜大間地区＞・大間小学校前交差点・町営住宅前交差点

＜奥戸地区＞・奥戸小学校前

「相続登記申請義務化」・「自筆証書遺言書保管制度」説明会が開催されます

日 時：令和8年7月28日(火) 午後2時00分から午後3時50分まで

場 所：下北合同庁舎3階法務局会議室

(青森地方法務局むつ支局：むつ市金谷二丁目6番15号)

内 容：午後2時00分から午後2時50分まで

「相続登記等の申請義務化について」

午後3時00分から午後3時50分まで

「自筆証書遺言書保管制度について」

募集定員・方法

(1) 募集定員 先着順16人(事前予約制)

(2) 予約方法 令和8年7月1日(水) 午前9時から当支局窓口又は電話で受付します。

問 青森地方法務局むつ支局 ☎23-3202 (音声案内3番)

令和8年度青森県統計グラフコンクール作品募集中！

青森県では毎年、「青森県統計グラフコンクール」を実施しています！あなたの興味がある事柄のデータを集め、グラフや絵などを組み合わせて、作品にしてみませんか？

夏休みの自由研究や、日頃気になるテーマを考える機会に最適！

●応募資格

県内在住の小学生以上の方

●詳しい作品の募集内容

ホームページをご確認ください

●ホームページURL

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/tokei/tokei-gracon.html>

●締切日

令和8年8月31日(月)必着

●提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1 青森県総合政策部統計分析課 管理・普及グループ

問 青森県庁統計分析課管理・普及グループ ☎017-734-9164 (直通)



↑詳しくはこちら

クリーンセンターよりゴミの捨て方についてのお知らせ

1. 電池、ライター、蛍光灯類は、小袋に入れて町指定燃えないゴミ袋の中に分別して捨ててください。
2. スプレー缶は大きい穴をあけて捨ててください。
3. プラスチック製のボウル類は、町指定燃えるごみ袋に入れて捨ててください。
4. 生ごみは水気を切って捨ててください。

※その他不明点がありましたら下記連絡先までご連絡ください。

問 クリーンセンター ☎37-3001

Paul(ポール)のROOM(部屋)

現在、サッカーワールドカップがアメリカ、カナダ、メキシコで開催されています。今月の記事は、ワールドカップそのものではなく、前回のワールドカップ開催中に日本人の友人と交わした会話についてです。

数年前、日本人の友人に「アメリカ代表を応援していますか？」と聞かれました。私は「実はアメリカでは、サッカーはあまり人気がありません。でも、父がガーナ出身で、父方の親戚はみんなサッカーが大好きです。なのでワールドカップを観るときは、たいていガーナ代表の試合を観て、ガーナ代表を応援しています」と答えました。すると友人は驚いて、「お父さんがガーナ出身なのですか？では、ポールさんはハーフなのですか？」と聞いてきました。それまで、私は「ハーフ」と呼ばれたことは一度もありませんでした。記事を読んでいる皆さんはどう思いますか？私を「ハーフ」と呼ぶのでしょうか？

「ハーフ」という言葉の持つ概念は、とても興味深いと思います。日本人なら誰でもその意味は理解できと思いますが、自分の状況に当てはめて考えてみると、「ハーフガーナ人」か「ハーフアメリカ人」なのか、どちらがしっくりくるのか、あるいはどちらでも当てはまらないのか、何とも言えません。アメリカにいたとき、私は「黒人」と呼ばれ、アメリカ国外では、話し方や立ち居振る舞いから「アメリカ人」と呼ばれます。アメリカでは、両親が異なる民族出身の場合に「ハーフ白人」や「ハーフ黒人」と呼ばれることが多いですが、父の出身国が違うというだけで、自分が「ハーフアメリカ人」とになるという概念は、考えたことがありませんでした。

しかし、今年アメリカへ旅行したとき、私は本当に自分が「ハーフアメリカ人」だと感じる出来事がありました。日本に14年間住んでいるため、アメリカでの物事のやり方に慣れなくなっていたのです。友人や家族からは、日本に来る前とは話し方や考え方が違うと言われました。うっかり日本語で返事をしてしまうことも何度もありました。もし、この「アメリカに馴染めなくなった経験」が、私を「半分アメリカ人」だと感じさせるのだとしたら、もう半分の自分については、一体どう表現すればいいのでしょうか。

◆むつ科学技術館だより◆

【シアター上映のご案内】

○午前10時～

「うらしま太郎／マッチ売りの少女／ジャックと豆の木」

○午後1時～

マンガ偉人物語「エ野口英世／レントゲン」

＜場 所＞コミュニケーションシアター

【つくってたいけん工作教室のご案内】

＜開 催 日＞土曜日・日曜日・祝日に開催します。

＜開催時間＞午前10時～／午後3時～

「ちょうちんカップをつくろう！」

※参加費・予約不要

＜場 所＞つくってたいけん工作コーナー

【たのしい実験教室のご案内】

＜開 催 日＞毎週日曜日に開催します。

＜開催時間＞①午前11時～ ②午後2時～

＜内 容＞①「超低温の世界を調べよう」

②「真空の世界を調べよう」

＜場 所＞1階探求コーナー

問 むつ科学技術館

☎25-2091 FAX25-2092

＜URL＞<http://msm720.jaea.go.jp>

♨大間温泉♨

海峽保養センター ☎37-4334

■営業時間 午前8時～午後9時

養老センター ☎37-2411

■営業時間 午前9時～午後8時

■今月の休館日

7日、14日、21日、28日（毎週火曜日）

「令和8年度 20歳のつどい」のお知らせ

20歳となる若者の新しい門出を祝福するとともに、社会人として自ら生き抜こうとする青年を励ますため、「令和8年度20歳のつどい」を下記の日程で開催します。

日 時 令和8年8月15日(土) 午後1時

場 所 北通り総合文化センター「ウイング」

対象者 平成18年4月2日～平成19年4月1日生まれ

対象者には、既に開催案内を送付させていただいております。

問 教育委員会 教育課 ☎37-2103（直通）



警察官募集中！！

～守りたい県民がいる 守るべき故郷がある～

警察官 B（高卒・短大卒程度）の受付が始まります！！
詳細はこちら！⇓

試験区分	警察官 B（高卒・短大卒程度）
受付期間	7月6日（月）～8月17日（月）
一次試験日	9月27日（日）
試験会場	青森市、八戸市、弘前市、むつ市 さいたま市

警察官になりたいと思っているそのあなた！
警察官の仕事が気になっているそのあなた！
採用情報や警察官の仕事についてご質問
等あれば大間警察署にお問い合わせください！！
一緒に青森県の安心・安全を守りましょう！！

☆受験手続及び試験案内
青森県警察本部採用情報ホームページ →



広報
令和8年
7月号

パトロール大間

大間警察署
37-2211
所在地 交番
鳥潟恵美

山岳遭難発生！！

大間署管内では5月に2件の山岳遭難が発生しています。

山菜採りは危険がいっぱいです。
山に入る際は、下記をしっかりと守りましょう。

- ・入山前に家族に行き先を伝える
- ・携帯電話を所持して入山する
- ・2人以上で入山する
- ・急斜面等を避け、滑落事故に注意する
- ・道に迷った際は、むやみに歩き回らず、救助を待つ
- ・山岳アプリの活用



また、県内各地で熊の目撃情報が多数寄せられています。

- 入山時は、
- ・熊を引き寄せる食べ物を持ち歩かない
 - ・複数で音を出しながら歩く
 - ・熊に遭遇した際は、大声を出さずにその場を離れる

ようにしましょう。

特定金属くず買受業を営むなら

警察に届出を！！

近年の金属盗難被害増加傾向を踏まえ、本年6月1日から

特定金属くず買受業を営む際には警察への届出が必須

となりました。

今回、新たに営業を始める事業者だけでなく、以前から営業していた方のすべてが対象となります。

詳細は、青森県警察本部のホームページでご確認ください。 →



ちなみに…

特定金属くずとは、

主として銅により構成されている金属くず
（物品を製造する過程において生ずるもの
及び古物に該当するものを除く）

例：銅くず、銅管、電線（銅製のもの）

下北管内で火災が多発しています!!

下北消防管内では今年に入り、火災件数が増加しています。

5月末時点で前年の**2倍以上**となる15件（前年6件）が発生しており、特に5月は**8件の火災**が発生し、**犠牲者は2名**となっています。

火災を防ぐため、コンセントや電気配線の点検を行うとともにコンロやライターなどの火気使用器具は適切に取り扱しましょう。

問 大間消防署 予防係 ☎37-3107



住民の窓

5月届出分

わたしたちのまち

令和8年5月末現在()前月比



人	口	男	女	世帯数
総数	4,497(－8)	2,307(－6)	2,190(－2)	2,446(±0)
大間	3,583(－2)	1,846(－3)	1,737(+1)	1,933(+3)
奥戸	789(－7)	390(－3)	399(－4)	439(－3)
材木	125(+1)	71(±0)	54(+1)	74(±0)

個人のプライバシーを尊重し、届出の際に掲載の意思を確認させていただいております。

お誕生 おめでとう



佐々木千紘くん (翔太さん)

ご結婚 おめでとう



今月はありません

お悔やみ 申し上げます



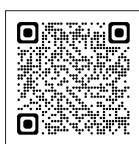
萬谷津奈子さん 65歳 (浜町通)
南 武光さん 73歳 (根田内)
傳法 時夫さん 88歳 (割石)
山田ひろ子さん 89歳 (館ノ上)
高松 かどさん 88歳 (向町)
熊谷 泰子さん 75歳 (奥戸上道)
新田 桂さん 79歳 (大間平)
小島 武美さん 92歳 (下手道)

＝お願い＝

新聞へのお悔やみ情報の掲載を希望する方は、届出の際に係に申し出て下さい。



大間町 H P



大間町公式LINE



大間町公式YouTube



広報 **おおま** 第699号 発行日：2026年7月1日

発行：大間町 編集：企画経営課

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4

☎(0175)37-2111

HPアドレス <https://www.town.ooma.lg.jp>

印刷所：協同印刷工業株式会社